

# 会員規則一部変更のお知らせ

2024年3月1日

日頃よりジェクサー・ライトジム メトロポリタン秋田をご愛顧賜り、心より御礼申し上げます。  
この度、会員規則を一部変更、追加する運びとなりましたためご案内させていただきます。

## 【改正日】

2024年4月1日（月）

## 【内容】

### （会員資格）第4条

会員は、本会則に同意した方で、クラブが入会を承諾した方とします。但し、次の各号に該当する方は会員資格がありません。

#### 【変更前】

- (6) 満16歳未満の方（但し、別に定められた資格に該当するスクール会員は除く）

#### 【変更後】

- (6) 満16歳未満の方（但し、各クラブの会員種別にて定められた資格に該当する会員は除く）

### （契約解除）第11条

#### 【追加前】

クラブは、会員が次の各号に該当すると認めた場合は即時契約解除とすることができます。

#### 【追加後】

クラブは、会員が次の各号に該当すると認めた場合は即時契約解除とすることができます。

また契約解除となった場合、第15条に定める諸会費の返還はいたしません。

### （休会及び復会）第12条

※ライトジムは休会制度がないため、下記内容は除く。

#### 【変更前】

2. 休会は月単位で最大3ヶ月まで休会ができるものとし、届け出た期間の満了を持って復会します。

#### 【変更・追加後】

2. 休会は月単位で最大3ヶ月まで休会できるものとし、本人が休会希望前月のクラブが指定した期日までに所定の手続きを完了し、第15条に定める諸会費を支払うことにより月単位で休会できます。
3. 休会期間は、前項で所定の手続き時に取り決めた期日をもって終了し、翌月より原則休会前の会員種別に自動的に復会し、第15条に定める諸会費を所定の方法で支払うものとします。休会期間終了に関するクラブからの連絡は行いません。
4. 休会期間中に復会を希望する場合は、休会取消をすることができ、復会手続きをした日に、第15条に定める休会費と休会前の会員種別の月会費の差額を支払うこととします。

詳細につきましてはホームページをご確認ください。

何卒、宜しくお願い申し上げます。